

パートナーシップ構築宣言 に参加しませんか？

パートナーシップ構築宣言とは？



サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等をこえた新たな連携や、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守を目的として、企業の代表者が「発注者」の立場からパートナーシップの構築を宣言するものです。

参加手順

下記サイトから必要項目を入力し、宣言をアップロードして登録します
<https://www.biz-partnership.jp/entry/form.php>
(パートナーシップ構築宣言ポータルサイト登録)



宣言企業への優遇措置

● 国による補助金の加点措置等があります

詳細は下記サイトからご確認ください

<https://www.biz-partnership.jp/info.html>

(パートナーシップ構築宣言ポータルサイト情報コーナー)



● 県による支援融資があります

パートナーシップ構築宣言支援融資

パートナーシップ構築宣言に登録した中小企業者等への運転資金等への融資
融資限度額は2,000万円、融資利率は年2.0%以内

融資期間等詳細は下記サイトをご覧ください

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/partnership_yusi.html



相談窓口

パートナーシップ構築宣言に係る特別相談窓口を設置しています。

(公財)神奈川産業振興センター(横浜市中区尾上町5-80中小企業センタービル4F)

経営相談課(045-633-5200) 平日8時30分から17時15分

毎年9月と3月は価格交渉促進月間です

労務費に係る価格交渉については公正取引委員会のホームページ

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」をご覧ください。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



詳細は県ホームページ「適切な価格転嫁に向けた取組」をご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/partnership.html>

<問合せ先> 神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課

電話 045-210-5556



当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

専門人材マッチング

グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」（取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等）を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等の素材を、それぞれ目的とする製品の成形加工用に使用される金型のことです。型を活用した取引を行っていない場合には、除外してください。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フィフティ・フィフティ）」とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

〇年〇月〇日

〇〇株式会社
企業名

社長 〇〇〇〇
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。